

再生可能エネルギー事業者の皆様へ

再生可能エネルギー事業の実施に関する ガイドライン

令和４年１２月

京極町

1. 目的

本ガイドラインは、京極町内において設置される再生可能エネルギー事業の導入に関し、再生可能エネルギー事業者が計画段階において検討すべき事項として、地域と調和した手法による再生可能エネルギー事業の実施に関する基本的事項及び配慮・実施すべき事項について定め、適正な設置等を誘導することを目的とする。

2. 定義

(1) 再生可能エネルギー

太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスをいう。

(2) 再生可能エネルギー設備

再生可能エネルギーを利用するための変換設備及びその附属設備をいう。なお、家庭用等自給的発電設備は除く。

(3) 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー設備を用いて変換したエネルギーを利用し、他者に利用させる等により、対価その他の利益を得る行為をいう。

(4) 事業者

再生可能エネルギー事業を行う者及び行おうとする者をいう。

(5) 事業区域

再生可能エネルギー事業の用に供する土地の区域をいう。

(6) 関係住民等

再生可能エネルギー事業の実施に伴いその影響が懸念される町民等

3. 地域と調和した手法による再生可能エネルギー事業の実施に関する基本的事項

(1) 透明性

再生可能エネルギー事業に係る情報を関係機関、関係住民等その他町民に提供する体制を整えること。

(2) 法令順守

関係法令及び関係条例等に抵触しないこと。

(3) 合意形成

関係住民等及び町民との合意形成を図り、誠実に対応すること。

(4) 生活環境等

関係住民等の生活や健康、自然環境及び景観との調和を図ること。

(5) 災害防止

- ・急傾斜地における建設は避けること。
- ・土地の形質変更は最小限に留めること。
- ・雨水を適切に処理できる対策をとること。
- ・土砂の流出を防止する対策をとること。

- (6) 調達
地域資源の利活用に努めるとともに、再生可能エネルギー事業の一部を町内の事業者又は町民に発注するよう努めること。
- (7) 再生可能エネルギーの利活用
生産された再生可能エネルギーは可能な限り地域で利活用されること。
- (8) 収益
再生可能エネルギー事業の収益の一部を、気候変動対策に関連する地域の活性化のために活用すること。
- (9) 維持・管理
生活環境・自然環境に配慮すること。
- (10) 事業終了後の措置
再生可能エネルギー事業を終了するときは、責任をもって適切に再生可能エネルギー設備を撤去すること。または、適切な事業承継を行うこと。

4. 配慮・実施すべき事項

- (1) 地元企業または個人による出資の受け入れ
企業または個人における事業投資先として、出資受け入れを検討いただく。
- (2) 地域課題解決に向けた資金提供
売電収入の一部を地元産業振興等の目的として資金提供を検討いただく。
- (3) エネルギー地産地消に向けた連携
町内への優先的電力供給等、再生可能エネルギーの地産地消を検討いただく。
- (4) 教育・観光に資する PR
 - ・教育・観光に資するため、設置した施設を見学可能な施設とする。
 - ・町が実施する環境学習に積極的に協力し、地域貢献に努める。
- (5) 情報提供
設置した設備の発電量等の情報は町が求めに応じ適宜報告すること。
- (6) 生活環境保全
 - ・工事中の騒音・振動・濁水については、関係法令に基づくほか、保全対象となる施設や民家の配置状況などに応じて管理する。
 - ・景観については、「北海道景観条例」及び「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」に定める事項の他、モニタージュ写真を作成する等して地域との合意形成を図る。
 - ・風力発電所から発生する騒音については、発生する騒音レベルを予測し、生活環境への影響を未然に防止するように配慮して計画する。
- (7) 自然環境保全
 - ・事業区域の面積は実行可能な範囲で最小化する。
 - ・計画段階において事業区域及びその周辺の重要な動植物の生息・生育状況を把握し、環境保全措置を講ずる等、影響の低減に努めた計画とする。

- ・建設後においても必要に応じて周辺の重要な動植物の状況を把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずる。

5. 協議書について

再生可能エネルギー事業の実施に先立ち、町に対し3及び4の内容に基づく協議書の提出を行うものとする。

(1) 届出時期

事業者において、発電施設の建設計画概要が明らかとなり、住民等への説明会等が可能となったとき。

(2) 添付書類

以下に掲げる資料を添付すること。

- ・位置図
- ・現況写真
- ・発電設備設置計画図
- ・事業実施体制図
- ・その他、町長が必要と認める資料

(3) 町の対応

町は、住民等への説明会等の終了後に、その結果に基づいて協議書の取り扱いを決定する。

6. その他

このガイドラインは、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、改定その他必要な措置を講ずるものとする。